



令和2年6月25日
中小企業等支援対策室

名取市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等経営支援金の支給要件を緩和します

新型コロナウイルス感染症に係る名取市独自の事業者向け経営支援策である「名取市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等経営支援金」（1事業者あたり10万円）の支給要件を令和2年6月26日（金）より、下記の通り緩和します。

記

○支給要件の変更点

従来：国が支給する「持続化給付金」と併せて受給できない



変更後：国が支給する「持続化給付金」と併せて受給できる

○名取市長・山田司郎コメント

今後の減収次第で、国の持続化給付金に該当する可能性があると考え、市独自支援策への申請を見合わせている事業者が多いようです。真に支援を必要としている方へできる限り早く支給したいとの思いから、今般、支給要件を緩和し、事業者の事業継続を支援してまいります。

参考 「名取市新型コロナウイルス感染症に係る中小企業等経営支援金」について

趣旨 新型コロナウイルス感染症の影響により売上額が減少した事業者の事業継続を支援するため中小企業等に対し経営支援金を支給するもの。

支給金額 1事業者あたり10万円

支給対象

- ①名取市に事業所を有すること
- ②大企業を除く、中小企業、個人事業者、各種法人等
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月～6月の各月の売上額と前年同月を比較し1か月でも減少していること。ただし、令和元年7月以降に創業した者は、令和2年2月～6月の各月の売上額と創業後の任意の1か月の売上額を比較して1か月でも減少していること
- ④令和元年12月までに市税を滞納していないこと

申請期間 令和2年5月19日(火)～令和2年8月31日(月)

【問い合わせ】

名取市 生活経済部 中小企業等支援対策室
電話：022-383-6237